

1 改正の背景

地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域包括支援センターへの期待や業務は増大している。

このため、居宅介護支援事業所など地域における既存資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプラン作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図ることとなる。

2 改正の概要

要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。

3 施行期日 令和6年4月1日

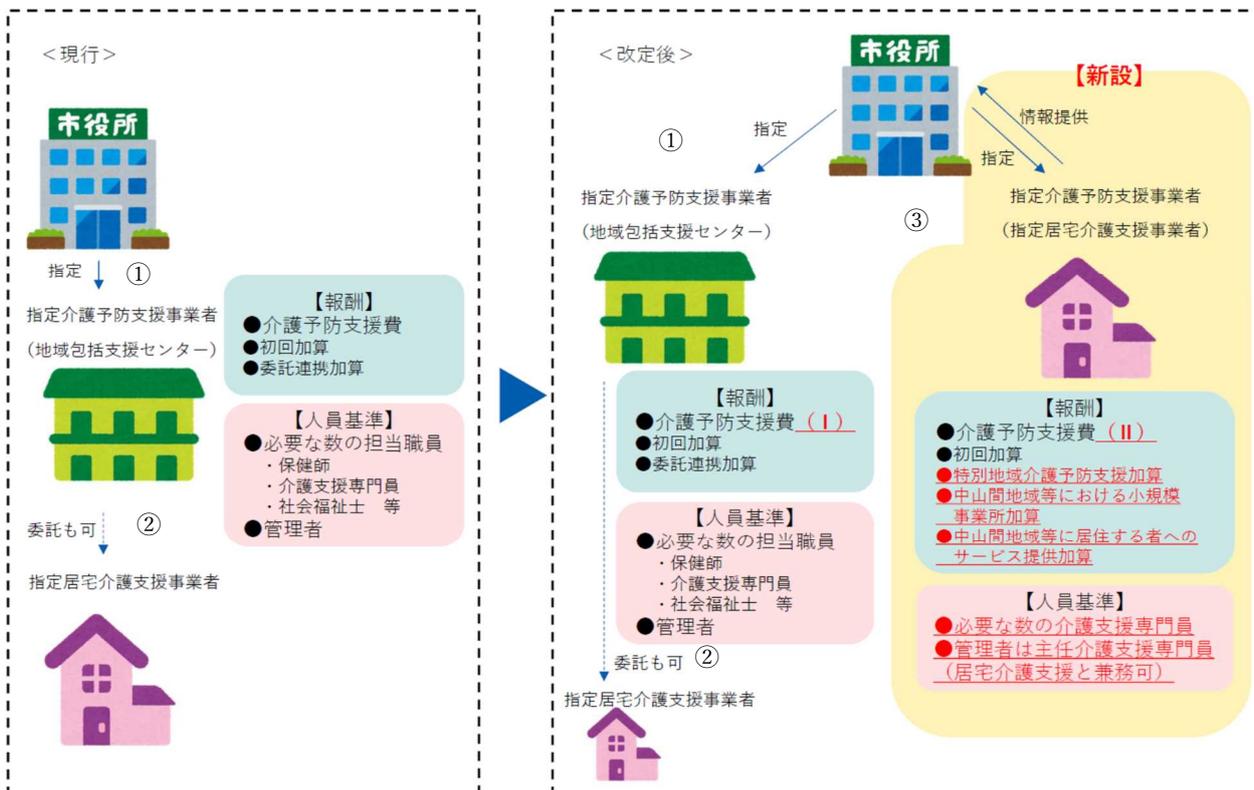
4 変更点

(I) 介護予防支援事業のながれ

【現行】 ① 地域包括支援センターが、指定介護予防支援事業所として介護予防サービス計画書を作成

② 地域包括支援センターが居宅介護支援事業所へ介護予防サービス計画書作成の一部を委託

【改正後】 ①、②に加え③ 居宅介護支援事業所を指定介護予防支援事業所として市が指定し、介護予防サービス計画書を作成



## (2) 単位・算定要件等

〈現行〉

〈改定後〉

- |                |   |   |
|----------------|---|---|
| 介護予防支援費 438 単位 | ➤ | 介護予防支援費 (I) 442 単位<br>※地域包括支援センターのみ           |
| なし             | ➤ | 介護予防支援費 (II) 472 単位 (新設)<br>※指定居宅介護支援事業者のみ    |
| なし             | ➤ | 特別地域介護予防支援加算 ※所定単位数の 15% を加算 (新設)             |
| なし             | ➤ | 中山間地域等における小規模事業所加算<br>※所定単位数の 10% を加算 (新設) 運営 |
| なし             | ➤ | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算<br>※所定単位数の 5% を加算 (新設) |

介護予防支援費 (II)  
のみ

## 5 制度改正に伴う対応の検討

介護保険法改正に伴い、「いわき市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 26 年 12 月 24 日いわき市条例第 46 号)」並びに「いわき市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則 (平成 26 年 12 月 24 日いわき市規則第 58 号)」を改正した。

しかし、指定にあたっては介護保険法第 115 条の 22 第 4 項の規定により「市町村長は、第 58 条第 1 項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされている。

このことから、本市における「反映させるために必要な措置」については、介護保険運営協議会を経て講じている。

## 6 対応方針

- (1) 本市の介護予防支援における居宅介護支援事業者への委託割合は 80.5% と高く、居宅介護支援事業者が介護予防支援を行っている。
- (2) 本市が進める介護予防の方向性、アセスメントツールの活用等の手法、総合事業の多様なサービスやインフォーマル資源等について共有し、要支援者の自立に資するプラン作成等が行えるような支援が必要である。
- (3) 地域包括支援センターとの連携を効果的に行うとともに、制度上「一定の関与」が求められる地域包括支援センターに過度な負担が生じないようにすることも必要とされている。

## 7 具体の対応

いわき市指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する要領を制定。既存の研修、事業の活用、業務のながれを踏襲しつつ制度を運用することとする。

### (1) 介護予防支援に係る研修の受講

- ① 地域包括ケアシステムの深化・推進について

- ② 指定介護予防支援の考え方と進め方
  - ③ 本市の総合事業について
  - ④ アセスメント（課題分析）ツールの活用について
  - ⑤ 介護予防ケアマネジメント支援会議について
  - ⑥ 地域リハビリテーション活動支援事業について
  - ⑦ 各種様式の取扱いについて
  - ⑧ その他適切な介護予防支援の提供のために必要な事項
- (2) 地域包括支援センターによる初回訪問と連携したアセスメントの実施
- (3) ケアプランの適正化
- ① プランの提出・確認
  - ② プランの評価

## 9 今後のながれ

令和6年6月18日 居宅介護支援事業者説明会の開催

説明会后（随時） 介護予防支援事業者（居宅）の指定申請受付開始

指定介護予防支援事業所(居宅)による介護予防支援開始

## II 介護予防支援における変更点について

### 1 指定申請

指定介護予防支援事業者として業務を行う場合は、市（介護保険課）へ指定申請書を提出し指定を受ける。

### 2 介護予防ケアマネジメントに係る地域包括支援センターとの委託契約の締結

利用者の状態像の変化により介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを往来する場合を想定し、介護予防支援事業者は、介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターと委託契約を締結し、介護予防ケアマネジメントのすみやかな提供体制を構築する。

### 3 居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として、利用者と契約を締結する。

※介護予防ケアマネジメントの利用も想定し、利用者、居宅、包括支援センターの3者契約とする。（契約書および重要事項説明書は別添のとおり）

### 4 介護報酬の請求

居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として、介護報酬を直接、国保連合会へ請求・受領する。